

氷見市定住促進住宅団地造成事業補助金交付要綱 一部改正案（令和6年4月1日～）

		[現 行]	[一部改正案]
事業期間		令和6年3月31日まで	令和11年3月31日まで（5年間延長）
区域別の補助対象及び補助率	白地 （用途地域を除く市内全域）	3,000㎡以上の住宅団地造成 公共施設の整備に要する費用の1/5	現に家屋が連たんする地区でまとまりのある一団の土地（10戸以上）の地域（区画整理された宅地含む）に隣接する3,000㎡以上の住宅団地造成 公共施設の整備に要する費用の1/5
	住居系の用途地域	2,000㎡以上の住宅団地造成 公共施設の整備に要する費用の1/5	変更なし
	居住誘導区域	2,000㎡以上の住宅団地造成 公共施設の整備に要する費用の2/5	変更なし

